

オンライン請求導入までの間の「療養費を施術
管理者に確実に支払うための仕組み」について

オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」(案)

- これまで、療養費を施術管理者に確実に支払うため、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとともに、オンライン請求の導入について検討を進めてきた。
- その中で、オンライン請求の実現には一定の時間がかかると考えられることから、それまでの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」についても検討を行うべき、との意見があった。
- これらの意見を踏まえ、オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」について、以下のとおり検討を進めることとしてはどうか。

1. 現状の課題（令和3年8月6日 柔整療養費検討専門委員会資料より抜粋）

- ・ 受領委任の取扱規程に基づく療養費の請求は、各施術管理者から各保険者に対して行う必要があることから、請求ルートが多数かつ複雑になっている。そのため、施術管理者の中には、当該請求事務を請求代行業者に行わせているケースがある。請求代行業者による不正事例により、療養費が施術管理者に支払われないことがある。
- ・ 施術管理者は、受領委任規程に基づき、地方厚生(支)局長と都道府県知事の指導・監査等に応じなければならない。一方、請求代行業者は受領委任規程の当事者ではないため、地方厚生(支)局長などによる指導・監査等のチェック機能がはたらかない。

2. 対応策として考えられるもの(案)〔具体的には次ページ〕

- (1) 施術管理者が外部委託できない業務を明確化
- (2) 施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体に限定

(参考)これまでの専門委員会における主な意見

- ・ オンライン請求の実現には一定の時間がかかると考えられることから、現状で、申請書の返戻や支払を保険者から施術管理者に行うことを考える必要。
- ・ 請求代行業者は受領委任規程の当事者でなく、厚生局等の指導・監査のチェックが働かないので、請求代行業者を厚生局に登録する仕組みを作ったかどうか。
- ・ 復委任団体も現行の取扱規程に則っている。現状の問題の議論と未来に向けた電子化の議論は分けて整理する必要。

3. 今後の検討の進め方(案)

- ・ 本日の専門委員会での議論を踏まえ、関係者において調整を行い、改めて専門委員会で検討する。

オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」の対応策(案)

対応策(案)	見込まれる効果	課題
<p>(1) 施術管理者が外部委託できない業務を明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領委任協定・契約を改正し、施術管理者は、以下の業務を外部委託できないことを明確化する。 		
<p>① 療養費の支払いを受けること</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者から療養費の支払いを受ける口座は、施術管理者名義の一つの口座とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求代行業者による不正事例により、療養費が施術管理者に支払われないことが防止される。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者の事務負担、振込手数料負担の増
<p>② 支給申請書の返戻の送付を受けること</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者からの支給申請書の返戻の送付先は、施術管理者の施術所の所在地とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 施術管理者が知らないまま、請求代行業者により、支給申請書の修正等が行われることが防止される。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者の事務負担、郵送料負担の増
<p>③ 支給申請書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給申請書は、施術管理者が作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 支給申請書の作成や施術録の記載・管理を請求代行業者が行い、施術管理者が知らないまま、不正な請求につながっている場合があると指摘されている中で、施術内容に即した適正な支給申請や施術録の記載・管理が行われるようになることが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施術所の事務負担
<p>④ 施術録の記載・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 施術録は、施術管理者及び勤務する柔道整復師が記載し、開設者及び施術管理者が保存する。 		
<p>(2) 施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体に限定</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領委任協定・契約を改正し、請求代行業務を行う団体の登録要件を定めて、施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体(厚生労働省ホームページに掲載)に限定する。 <p>(登録要件(例))</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復師を主たる構成員とする団体であること 構成員に医療保険の研修・指導を実施していること 構成員に不正・不当な請求を行わせていないこと 定款を定めていること、決算書を公開していること 役員から反社会的勢力が排除されていること <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施術管理者が請求代行業務を委託する団体(請求代行業務を行う団体)について、一定の質の確保が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求代行業務を行う団体の登録要件、登録方法、指導方法等の検討 請求代行業務を行う団体が不足する場合は、保険者の事務負担、振込手数料負担、郵送料負担の増、施術所の事務負担の増 行政の事務負担の増